

平成 28 年 6 月 3 日
宮 城 県

新たな水位周知河川の指定（七北田川・旧笹川）について

1. 水位周知河川・水防警報河川について

水位周知河川（水防法第 13 条）・水防警報河川（法第 16 条）とは、洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして河川管理者（県）が指定した河川のことであり、今年度より七北田川（馬橋～赤生津大橋）と旧笹川（笹川からの分派点～名取川への合流点）が追加になる。

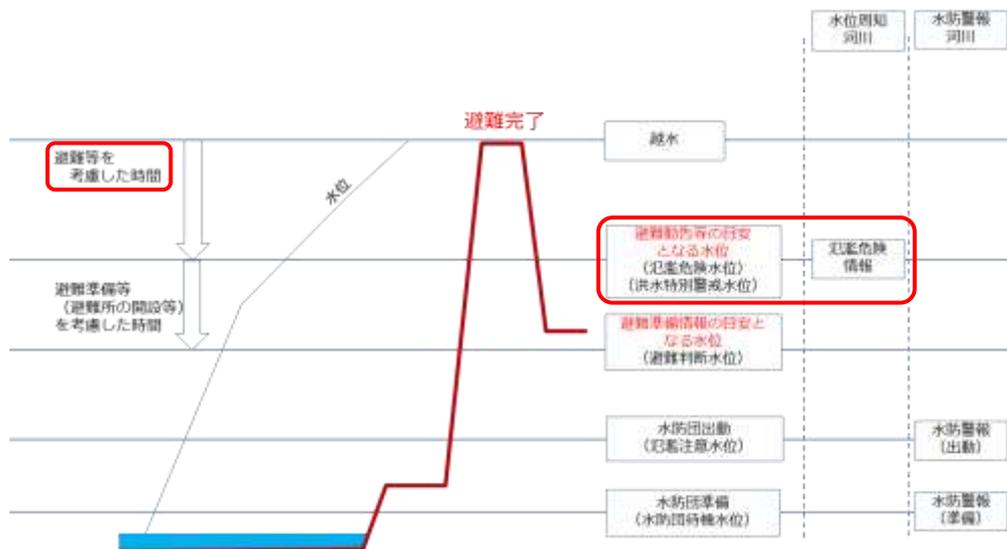
（参考）昨年度までの仙台市内の県管理河川指定状況

広瀬川，七北田川（赤生津大橋～海 ※洪水予報河川（法第 11 条）），梅田川の 3 河川。

2. 河川指定に基づく対応

2.1. 洪水特別警戒水位到達情報の通知，水防警報の発表（法第 13 条，第 16 条）

洪水特別警戒水位（氾濫危険水位）到達情報の通知及び、水防警報の発表を土木事務所から行う。なお、洪水特別警戒水位とは、河道状況や背後地等を考慮した危険箇所からの越水開始までに避難が完了することを想定した水位であり、避難勧告等の目安と位置付けられている。



各水位のイメージ

2.2. 洪水浸水想定区域図の指定（法第 14 条）

河川の洪水防御に関する計画の基本となる降雨により氾濫が発生した場合（※平成 27 年水防法改正に伴う想定最大規模降雨によるものについては今後別途対応予定。）に浸水が想定される区域（洪水浸水想定区域）を 5 月 24 日に指定（県河川課のホームページで公開予定。）した。

以上